平成２４年（フ）第１３７４号
堺市西区津久野町１丁４番18―62号
債務者　赤木　優子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
堺市南区原山台５丁６番１―805号
債務者　中野　大輔
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
大阪府藤井寺市小山５丁目13番38号、前住所大阪府藤井寺市林２丁目６番45―105号
債務者　樋口　裕美（旧姓小柳）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
大阪府羽曳野市野々上３丁目501番地、前住所大阪府羽曳野市古市２丁目12番４号
債務者　徳留　信次
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
堺市堺区戎之町東２丁１番27―820号
債務者　中川　　清
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
大阪府高石市西取石１丁目２番８号
債務者　上田　美貴
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
大阪府河内長野市喜多町127番地の１　リバーサイド小車101号
債務者　樋口　岩夫
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１６８１号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬17番302号
債務者　國崎亜由美
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０４８号
福岡県古賀市谷山364番地１
債務者　稲垣　隆之
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１０３号
福岡市早良区早良５丁目２番32号
債務者　松本久美子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１１４号
福岡市東区多々良１丁目16番28号
債務者　光安　孝一
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１１５号
福岡市東区多々良１丁目16番28号
債務者　光安亜希子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１３５号
福岡市東区奈多１丁目11番10―602号
債務者　鷲頭　良一
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１４４号
福岡市西区福重団地７番502号
債務者　後藤　岳司
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１５４号
福岡市博多区銀天町３丁目１番27―404号
債務者　高山　裕也
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３０号
岩手県宮古市近内第６地割39番地　ヴィラアイ101号室
債務者　山岸　時子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午前９時45分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第３１号
岩手県下閉伊郡山田町飯岡第５地割26番地13
債務者　佐藤ヒトミ
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午前９時50分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第２６号
静岡県浜松市西区大平台３丁目３番14号203号、前住所静岡県浜松市西区西鴨江町９番地の１　ムーヴライブリィ304号
債務者　佐原　政子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係